

⚠ 来場の前に必ずご確認ください。資料が足りない場合、再来場をお願いする場合がございます。

税務署から届いた税務書類

❑ 「確定申告のお知らせ」ハガキ

- ◇このハガキには、青色／白色申告の種別や予定納税額などの重要な情報が記載されていますので、**このハガキがお手元に届いた方は、必ず申告会場にお持ちください。**
※前年分の納税を納付書で行われた方には、ハガキではなく封書が届きますので、同じくご確認ください。
- ◇ご自身のマイナンバーカードで電子申告された方には、右図のハガキは届きません。
- ◇同様の情報の確認には「マイナンバーカード」及び「利用者証明用の暗証番号(数字4桁)」が必要です。
- ◇念のため、**予定納税があった方は6月に税務署から届いた「予定納税の通知」を必ずご持参ください。**

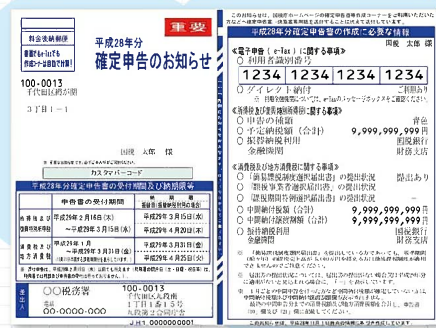
❑ 予定納税の支払金額が分かるもの

……所得税の予定納税をした方
(「確定申告のお知らせ」ハガキにも金額の記載があります)

❑ 所得税の納付書

……振替納税をご利用でない場合に、税務署より送付されます

届いた方のみ



イメージ

『前年』の資料

⚠ お忘れの方多数!
ご注意ください。

- ❑ 確定申告書控
- ❑ 決算書・収支内訳書控……※1
- ❑ 修正申告・更正の請求・純損失の繰戻請求などをした方はその控

『本年分』の帳簿等

- ❑ 決算書・収支内訳書……※1
税務署から用紙は送付されません

◇**ご来場前に、控用決算書へあらかじめご記入をお願い致します。**

- ①事業所得:月別の売上・仕入金額と合計金額
- ②不動産所得:不動産所得の収入の内訳
- ③経費科目ごとの合計額(1ページ目の損益計算書)

※「減価償却計算サービス」にお申込み済の方は、11月に郵送された計算書をご持参ください。決算書3ページ目の減価償却費の計算欄は未記入のまま差し支えありません。
※予備の決算書は小田原青色申告会に備えておりますが、当年分以降用の申告書のご用意は1月末となります。なお、郵送等の対応は行っておりません。

- ❑ 減価償却計算サービスにお申込み済の方は11月に郵送された計算書……※1
- ❑ 各種帳簿・集計表や試算表……※1
- ❑ 従業員の源泉徴収簿……※2
- ❑ 源泉所得税の納付済領収書……※2

※1 事業・農業・不動産所得のある方
※2 専従者や従業員がいる方



収入に関する証明書等

- ❑ 支払調書……報酬など源泉徴収された収入がある方
- ❑ 給与所得の源泉徴収票……印刷したものをお持ちください
- ❑ 公的年金の源泉徴収票

厚生労働省からの年金のイメージ



⚠ 年金振込通知書や
年金額改定通知書ではありません。



- ❑ 個人年金の支払年金額等のお知らせ
- ❑ 生命保険等の満期返戻金があった方は収入金額及び『必要経費』の記載がある計算書
- ❑ その他収入に関する証明書
……特定口座年間取引報告書、事業用車両の売却に関する資料等

控除に関する証明書等

- ❑ 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の年間支払額を証する書類 年度ではなく「1～12月」の支払金額です
⚠ お忘れの方多数!電話での支払額の回答に応じない市町村もありますので、必ずご持参ください。
- ❑ 国民年金・国民年金基金の控除証明書
- ❑ 生命保険料控除証明書
- ❑ 地震(損害)保険料控除証明書
- ❑ 小規模企業共済掛金控除証明書
- ❑ 配偶者の源泉徴収票……配偶者(特別)控除を受ける方
- ❑ 扶養家族の源泉徴収票……扶養控除(扶養親族特別控除)を受ける方
- ❑ 医療費控除の明細書 ⚠ 『記入済』の明細書をお持ちください。(会場では記入できません)
- ❑ 住宅ローンの年末残高証明書 } 両方お持ちください。
住宅借入金等特別控除申告書 } 住宅ローン控除(2年目以降)がある方
- ❑ 寄付金控除証明書

その他 筆記用具と電卓も忘れずに!

- ❑ 金融機関名と口座番号が分かるもの
……還付申告の場合は毎年必要になります
- ❑ マイナンバーの添付書類(本人分)
……書面提出で申告をする方
- ❑ 申告書記載のご家族のマイナンバー(番号のみ)
- ❑ マイナンバーカード本体
及び署名用パスワード(英数字6文字以上)と
利用者証明用・入力補助用パスワード(数字4桁)
(またはID・パスワード方式の届出完了通知)
……e-Taxで申告をする方
- ❑ 国税庁HPで作成した決算書データ(原則事前預り)と
国税庁HPで印刷した決算書(控用)及び
データ入力の基となった決算書
……決算書まで含めたe-Taxをする方

最後にもう一度、
☑と持ち物の確認を!!



小田原青色 決算書送信フォーム

小田原税務署からのお知らせ

令和7年分所得税等の確定申告

税理士による無料申告相談(年金・給与所得の方など)

税務署の確定申告会場の開設期間前に、税理士による無料申告相談を開催します。
詳細は右記サイト又は国税庁ホームページをご確認ください。

- ★混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます(令和8年1月13日必から右記サイトにて申込可能)。なお、電話での受付は行いません。
- ★オンラインによる事前申込サイトの操作方法についての問い合わせは、以下の連絡先へお願いします。

【☎050-1792-4600】(受付時間:平日10時～16時 ※12時～13時を除く)

- ★一部の会場では、当日入場整理券も配付しますが、無くなり次第終了します。

- ★小田原市川東タウンセンターマロニエと南定橋市役所以外の会場は、小規模での開催となりますので、お住まいの地域の管轄となる会場でのみ受付・相談を行います。

LINEの方
はこちら

WEBの方
はこちら

確定申告前にマイナポータル連携を!!

スマホ(パソコン)でマイナポータル連携を行うと、確定申告書の該当項目へ数値(情報)が自動入力されてとても便利です。令和7年分の確定申告をされる方は、是非、マイナポータル連携により各種所得控除等の情報を事前取得のうえe-Taxをご利用願います。
なお、マイナンバーカードには、カード本体と電子証明書の2つの有効期限があります。確定申告前に有効期限の確認・更新をお願いします。

マイナポータル連携の
概要はこちら!



マイナポータル連携の
事前準備はこちら!



税務署の確定申告会場

～ご自身のスマホとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	時間
2月16日(月)～3月16日(月)	小田原市荻窪 440番地 小田原税務署3階	【受付】8時30分～16時(提出は17時まで) 【相談】9時～17時
※土、日及び祝日を除く。 ※上記期間以外は、税務署の確定申告会場は開設していません。 ※3月中は大変混雑しますので、2月中のご来場をお勧めします。	※公共交通機関をご利用ください。	※確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。(提出のみは不要。電話での受付は行いません)。 ※当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、無くなり次第受付を終了します。

LINEによる
事前発行



パート・アルバイト募集

税務署では、確定申告期(令和8年1月中旬頃～令和8年3月末まで)におけるパート・アルバイトを募集しています(採用人数:約70名、仕事内容:スマホ・PCによる申告書作成の補助・書類の整理等)。詳細につきましては、国税庁HPをご覧ください。
面接をご希望の方は、次の連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】小田原税務署 ☎0465-35-4511(音声ガイダンスに従って「2」を選択)
内線204 担当 総務課 小杉(コスギ)